

第15回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月12日(月)午後2時から午後2時50分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

会	長	14番	前川正人									
委	員	1番	丹野義基	2番	佐畑幸一							
		3番	伊東登	5番	唯野哲夫							
		6番	坂本雄司	7番	後藤義昭							
		8番	三國実加	9番	小島良金							
		10番	佐藤雄一	11番	武島竜太							
		12番	中和田吉彦	13番	目黒正一							

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	橋本庸介
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 令和4年度第6号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第15回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第15回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。7月26日、火曜日から、本年度の農地利用状況調査を開始いたしましたが、8月26日、金曜日で無事終了することができました。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。8月29日、月曜日、法務局からの照会により、本総会の報告第1号に係る現地調査を、唯野委員と事務局で実施いたしております。同日、農業委員会業務必携、活動記録簿の作成、営農型太陽光発電の内容で、農地利用最適化推進委員の皆様研修会を実施しております。さらに同日、第15回総会に係る議案を郵送で配布させていただいております。9月5日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番伊東登委員、5番唯野哲夫委員、ご両名を指名いたします。
 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。
 次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分について

を議題といたします。(1)農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号(1)農地の転用の事実に関する照会について、ご説明申し上げます。福島地方法務局相馬支局登記官から、農地の転用事実について照会があったものです。回答については、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から、2週間以内に回答する必要があり、専決事項として取り扱わせていただきました。

番号1番ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は、議案書記載のとおりであります。令和4年8月29日に、5番唯野哲夫委員と事務局で現地調査を行いました。申請地は、過去に転用許可を受けていない土地であり、許可を得ることなく土地の現況を非農地にしており、現地調査の結果も、現況は宅地であり、非農地であることを確認いたしました。通常であれば、原状回復命令を発しますが、農地法第51条によると、転用に違反した者、又はその一般承継人に対して原状回復命令を出します。所有者は、平成29年5月に亡くなった後、相続人が相続権を放棄したため、裁判所より相続財産管理人が選任されておりますが、相続財産管理人及び最終的な財産の帰属先である国は、違反した者、又はその一般承継人に当たらないため、原状回復命令を発することはできないと判断いたしました。

以上から、令和4年8月29日に土地の現況を「非農地」、農地転用許可の有無は、「許可を得ることが必要であるが許可を得ていない」、原状回復命令は、「原状回復命令を行わない」と回答したところでございます。説明は以上です。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」 との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2)農地転用許可に係る工事完了報告について、(3)農地法第3条の3第1項の

規定による届出書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は、1件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業は、許可の3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は、1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告については、計画どおり工事が行われているかどうか、現地調査にて確認を実施しているものです。報告の概要については、議案書記載のとおりですが、番号1番について補足説明をさせていただきます。

こちらは、成田字藤堂塚地内の2,790平方メートルの農地改良工事用地として、本年の3月総会にて、農地の一時転用許可をしている案件となっています。この件について、議案書記載の許可を受けた者から、当初は、自身が所有する山から、自身で重機を使い、農地の改良を目的とした、農地への客土を行う計画となっていました。現在行われている県の公共事業である地蔵川、小泉川での河川改修工事で発生した土砂を、許可を受けた農地へ搬入したいという相談が農業委員会にありました。

このことを受け、去る8月9日に、市農業委員会、議案書記載の許可を受けた者、並びに県河川工事の請負業者である株式会社小野中村とで打ち合わせを行い、具体的な工事の内容を確認いたしました。

その結果、客土を行う農地の面積及び高さ、工事の期間については、当初の事業計画から変更はなく、土砂を搬入する実施者が、許可を受けた者が自ら手配した業者に行ってもらおうという内容のみの変更であったため、農業委員会としては、事業計画変更申請を経て、農業委員会の承認を得る必要はないものと判断しましたが、事業の変更内容を記録として残し、把握するため、事業計画変更にかかる書類を提出していただきました。このことについては、議案として審査するものではございません。

この件につきましては、地区担当の農業委員、推進委員へ情報共有を行っており、今後、委員の活動の際には、現場を注意深く確認していただくよう、お願いをいたしました。今回、地区担当以外の

委員の皆様にも、情報共有を行うものです。

次に、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は8件の報告を受理いたしました。報告の概要については、議案書記載のとおりです。

この内、番号2番から7番については、営農型発電設備用地として、本年の2月に一時転用の許可を行った案件となっております。下部の農地への作付け作物はサカキということで、耕作が予定されているものですが、今回の完了報告については、あくまでも太陽光発電設備、太陽光パネルの設置が完了したという報告となっております。現場を確認してまいりましたが、まだ作付けは行われていない状況でした。このことについて、事業実施者に確認を行ったところ、9月にサカキの苗が入荷されるとのことで、今後、順次作付けを実施していくという報告を受けております。

地区担当の委員並びに、農業委員の方々には、改めて、委員活動の中で、注意深く現場を確認していただければと思います。

最後に、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、相続などにより農地を取得した際には、農業委員会へ届出なければならないとされております。こちらの届出については、相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。事務局からは、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員願います。

6 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る8月26日に、地区担当

の推進委員とともに、被設定人の現地を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、9月5日には、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議長 次に、番号2番について、担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 私から、2番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。7月の下旬でありましたが、地区担当の推進委員とともに戸別訪問をして、事情を聴きました。また、去る9月5日には、8番委員、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。この案件について、若干補足をしておきたいと思っております。今回の案件は、譲受人が、浜の駅松川浦に食品を提供しているという事から、自ら蔬

菜を栽培して、食材として活用するため、農地を購入し就農していききたいというのが目的であります。それに伴いまして、譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、新規就農であるため、不耕作地は当然ありません。よって、許可基準第1号全部効率利用要件については、要件を満たしております。また、許可基準第4号農作業常時従事要件については、新規就農という事で、現在は、大坪地区にある●●●●●において、農作業を2年程研修しており、引き続き指導を受けていくという事です。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の今回の売買による農地取得面積が40アール以上ですので、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件ですが、議案書に記載のとおりであります。地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。補足であります。●●●●●での研修の経緯があったため、8月19日、●●●●●の代表の●●●●●さんから、これまでの経過を聞き取り、今後も引き続き栽培の指導をしていくという事を、直接確認をしております。今回、新規就農という事で、綿密な調査を行い、複数回の現地調査や本人からの聞き取りをいたしております。以上です。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、2番案件について、事務局より補足説明をいたします。

先ほど、調査担当の12番中和田吉彦委員からもご説明ありましたが、本申請の譲受人は、新規参入者となっております。これまで、自身で農地を所有したり、農地を賃借して農業経営を行ったこ

とがない方となっておりますが、●●●●●の●●●●●さんと関係があり、これまで何度も農作業をお手伝いすることで、経験を積まれている方です。

今後、技術的な指導や、農作業にかかる人員についても、●●さんから応援、指導をいただけるということです。逆に、●●さんの方へもお手伝いに行ったりということもあるとのこと。

このことについては、調査担当の12番中和田吉彦委員からもございましたとおり、●●さんへ直接聞き取りを行い、責任をもって、対応する旨の報告を受けているものです。

また、譲受人は、こちらの農地を取得するにあたり、本申請地の隣接地にある宅地に住所を移し、責任をもって、耕作を行うということで、既に入居予定の宅地を取得していることを、添付していただいた登記簿により確認済みです。

また、譲受人には、配偶者と小さいお子さんがおりますが、子育ての方で手がかからなくなれば、配偶者も本格的に農作業に従事する予定とのこと。

また、譲受人は、今回の申請以前に、既にトラクターを取得済みで、申請地を整地のため、何度か作業を実施しており、現地確認において、入居予定の宅地に保管され、活用されていることを確認済みでございます。その他、耕うん機や消毒器などの農業機械も導入予定で、見積書の添付いただいております。

今回、申請地が約4反と、畑としては、比較的面積が広い土地となっておりますが、現所有者の方々は、市内に居住されていないということもあり、最低限の管理はされていたものの、ほぼ耕作放棄地の状況となっており、農地に復旧するには、相当の労力と時間が必要となるもので、譲受人としては、初めからすべての農地を耕作することは現実的に難しいため、徐々に、耕作できる範囲を拡大していきたいとのこと。

また、すべて耕作できなくても、周辺地域に支障が及ばない範囲で、きちんと草刈等の管理を行うよう、譲受人には指導し、了承をいただいているところです。

作物の出荷先については、譲受人は、水産加工会社を経営しており、現在も、浜の駅松川浦において、お弁当を卸しており、その食材として、収穫した作物を活用する計画となっております。事務局からの補足説明は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、自己住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、申請人所有の宅地がございます。

また、添付書類として地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて、2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。事業概要は、宅地拡張、通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、建築基準法に基づく狭あい道路の事前協議済みであります。⑥併用

地の有無については、申請人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。8番三國実加委員願います。

8 番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。去る9月5日、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名で現地調査を実施いたしました。担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

まず、1番案件について。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、住宅等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地であると判断しました。許可基準第2号は、3月の地震で被災した宅地とも隣接しており、自己住宅の建設のため、他の場所での事業は不可能と判断しました。以上の事から、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。以上のことから、許可相当と判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。

続きまして、2番案件をご報告いたします。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第1種農地と判断しました、しかしこの案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の既存施設拡張事業の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的でありますので、代替地の検討は、特に必要ありません。以上の事から、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。以上のことから、許可相当と判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、事務局よりご説明申し上げます。

番号1番ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。当初計画者は、平成28年10月12日付けで農地法第5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、事務所及び倉庫建築、駐車場の整備から、事務所兼二世帯住宅の整備に事業計画の変更をするものでございます。

なお、事業計画変更前に併用地として申請人の家族が所有する通路がありましたが、事業計画変更後、通路は利用しないため所要面積が減っております。現地調査におきまして、議案書記載の(ア)から(カ)までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番小島良金委員お願いします。

- 9 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、去る9月5日、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とで現地調査を行いましたので、調査結果を報告いたします。この案件は、平成28年10月12日付けで許可された内容を変更するものです。議案書に記載の事業計画変更の承認要件にある(ア)から(カ)の内容に基づいて確認したところ、(ア)につきましては、当初計画者は、造成まで行っておりますので、許可を取り消して元の所有者に返還しても、効率的に農業ができる状況でないと判断いたしました。(イ)から(カ)につきましては、議案記載書のとおりやむを得ないものと判断しました。
- 以上の事から、事業計画変更の承認要件にある(ア)から(カ)までの6つの要件すべてを満たすものと判断しました。よって、事業計画変更承認申請は、承認相当と判断いたしました。
- また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請については、承認することに決せられました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め

ます。事務局。

事務局

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、通路、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲受人所有の宅地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、建売住宅2棟を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、住宅、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、譲渡人所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、太陽光発電施設用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾及び売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。また、土地改良区の意見書を添付いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番について、担当委員挙手願います。9番小島良金委員願います。

9 番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について。去る9月5日に、8番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名で現地調査を行いましたので、代表して報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域にありますので、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、この案件は、既存住宅への通路、駐車場用地のためのものであり、申請地以外での事業は不可能と判断しました。よって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 次に、案件2番から4番について、担当委員挙手願います。10番佐藤雄一委員願います。

10番 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件から4番案件を報告いたします。去る9月5日に、8番委員、9番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

初めに、2番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き区域用途区域外ではありますが、周辺が、概ね50メートル以内の間隔で、約50戸の家屋等があり、第3種農地の市街地内農地の要件に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当ありません。以上のことから、立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの

回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、3番案件を報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかしこの案件は、新規住宅の進入路の取付けと、駐車場用地の申請内容であり、不許可の例外事業の集落接続事業の要件に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため、該当ありません。以上のことから、立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、4番案件を報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の規模の農地の区域内にありますので、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業実施は、不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

（ 「なし。」 との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号令和4年度第6号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から5番までの5件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号令和4年度第6号農用地利用集積計画について、番号1番から5番について事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、こちらは、いずれも利用権の再設定であります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、全て効率的に利用すると認められるか、耕作に必要な農作業に常時すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和4年度第6号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。
以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第15回相馬市農業委員会総会を閉会とい
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 3 番 伊 東 登

議事録署名委員 5 番 唯 野 哲 夫